

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第247号

令和3年10月5日火曜日 第247号

◇ 目 次 ◇
告 示

 落札者等の告示
 (消防防災安全課)…1217

 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧
 (農地整備課)…1217

 愛媛県森林審議会会議規程の一部改正
 (林業政策課)…1217

 都市計画の変更案の縦覧
 (都市計画課)…1218

 指定居宅サービス事業者の指定
 (東予地方局地域福祉課)…1218

 開発行為に関する工事の完了
 (中予地方局建築指導課)…1218

 土地改良区役員の就退任の届出
 (南予地方局農村整備課)…1219

 訓令
 公安委員会規則

 古物営業法施行細則の一部を改正する規則
 (警察本部生活環境課)…1222

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1169号

次のとおり落札者を決定した。 令和3年10月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等又は特定役務の名 称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
令和3年度愛媛県消防防災へリコプター定期点検、耐空検査及び無線検 査等業務 一式	愛媛県県民環境部 防災局消防防災安 全課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	令和3年9月17日	セントラルヘリコプタ ーサービス株式会社 愛知県西春日井郡豊山 町大字豊場字林先1番 地1	75 284 000円	一般競争入札	令和3年7月20日

○愛媛県告示第1170号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、 西条市小松町妙口地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、 同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写 しを縦覧に供する。

令和3年10月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業 (ため池等整備事業・池の谷地区)計画書の 写し

2 縦覧期間

令和3年10月6日から11月2日まで

3 縦覧場所

西条市役所本庁、東予総合支所、丹原総合支所及び小松総合支 所

○愛媛県告示第1171号

愛媛県森林審議会会議規程(昭和26年10月愛媛県告示第594号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。 令和3年10月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 īF 前 (議席の決定) 第5条 議席は、あらかじめくじで定める。 **第5条** 省略 第6条 省略 第7条 省略 第6条 省略 (議決の方法) (議決の方法) 第8条 省略 第7条 省略 **第8条** 可否の表明は、挙手その他これに類する方法による。ただ **│ 第9条** 可否の表明は、起立又は挙手 による。但し し、重要と認めた事項については、決議に基づき、投票によるこ __、重要と認めた事項については、決議に基き__、投票によるこ とができる。 とができる。 (議事録) (議事録) 第9条 省略 第10条 省略 2 議事録には、会長及び審議会の定める2人以上の出席委員が署 2 議事録には、会長及び審議会の定める2人以上の出席委員が署 名しなければ ならない。 名捺印しなければならない。 第10条 省略 第11条 省略 (部会) (部会) 第11条 省略 第12条 省略 2~4 省略 2~4 省略 5 第1条から第4条まで、第7条、第8条及び第9条第1項の規 5 第1条から第4条まで、第8条、第9条及び第10条第1項の規 定は、部会の会議について準用する。 定は、部会の会議について準用する。

○愛媛県告示第1172号

第12条 省略

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び宇和島市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和3年10月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
南予レクリエーション 都市計画道路 3・5・11住吉町大浦線	宇和島都市計画道路 3・5・11住吉町大浦線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし

第13条 省略

(2) 削除する部分 宇和島市住吉町、大浦の各一部

○愛媛県告示第1173号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 令和3年10月5日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

指定居宅サービス事業者の	指	定	居	宅	サ	_	ビ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
名 称 又 は 氏 名	名				称		所		在		地		
社会福祉法人しまなみ福祉会	デイサー	ビス	フレン	ズ		愛姑	媛県今海	治市立	花町 4 ⁻	丁目 5 都	番26号	令和3年8月1日	通所介護

○愛媛県告示第1174号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和3年10月5日

愛媛県中予地方局長 髙 橋 敏 彦

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3 中局建 (開) 第25号 令和 3 年 9 月28日	伊予郡松前町大字中川原字広末653番 3	松山市余戸中 2 丁目 1 番 5 号 ポワソーム201号 兵 頭 光

○愛媛県告示第1175号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、城辺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年10月5日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

就 任

役員の種類	氏			名	住 所
理事	面	田	芳	紀	南宇和郡愛南町城辺甲4141番地 1
"	上	田	隆	光	南宇和郡愛南町城辺甲3920番地
"	西	本	繁	夫	南宇和郡愛南町城辺甲3724番地
"	"清家万茂留		变留	南宇和郡愛南町城辺甲2844番地	
"	"山上 栄		栄	南宇和郡愛南町城辺甲2608番地	
"	"田口弘司		司	南宇和郡愛南町城辺甲2411番地 2	
"	松	下	健	Ξ	南宇和郡愛南町城辺甲2172番地
"	中	田		充	南宇和郡愛南町城辺甲570番地
"	富	畄	盛	市	南宇和郡愛南町城辺乙412番地
"	松	本	伯	竹	南宇和郡愛南町城辺甲4877番地
"	光	村	禮	伸	南宇和郡愛南町城辺甲2353番地
"	平	田		貢	南宇和郡愛南町城辺甲616番地
"	木	原	荘	=	南宇和郡愛南町御荘平城3872番地7
監事	清	家	久	雄	南宇和郡愛南町城辺甲2606番地

"	廣	瀬		章	南宇和郡愛南町城辺乙285番地
"	小	西	隆	広	南宇和郡愛南町城辺甲3788番地

退任

役員の種類	氏	名	住所
理事	畑田	藤志郎	南宇和郡愛南町城辺甲4801番地
"	面田	芳 紀	南宇和郡愛南町城辺甲4141番地 1
"	上 田	隆光	南宇和郡愛南町城辺甲3920番地
"	西本	繁 夫	南宇和郡愛南町城辺甲3724番地
"	清家	万茂留	南宇和郡愛南町城辺甲2844番地
"	山上	栄	南宇和郡愛南町城辺甲2608番地
"	田口	弘 司	南宇和郡愛南町城辺甲2411番地 2
"	松下	健 三	南宇和郡愛南町城辺甲2172番地
"	光 村	禮伸	南宇和郡愛南町城辺甲2353番地
"	中田	敏 治	南宇和郡愛南町城辺甲597番地
"	平田	貢	南宇和郡愛南町城辺甲616番地
"	富岡	盛市	南宇和郡愛南町城辺乙412番地
"	木原	荘 二	南宇和郡愛南町御荘平城3872番地7
監事	松岡	國男	南宇和郡愛南町城辺甲4367番地
"	清家	久 雄	南宇和郡愛南町城辺甲2606番地
"	廣瀬	章	南宇和郡愛南町城辺乙284番地

訓令

○愛媛県訓令第20号

庁中一般

各地方機関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年10月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表第7(第4条関係)

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組							決裁区分						
組織	亩 双 /	の種類	事	項		具	享決 者	旨					
組名	事 伤 (け 性 浜	"	垻	知	部	局	課					
Ħ					事	長	長	長					
産	1 • 2	省略											
業													
創													
出													
課													

別表第7(第4条関係)

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

40							
組織	事務の種類	事	項	ÆΠ	専	浡決者	旨
名	子切りがまた	7	块	知事	部	局	課
				7	長	長	長
産	1・2 省略						
業							
創							
出							
課							
	3 中小企業等	1 株式の	取得の確認				
	経営強化法の	(第7条	:、中小企業				
	施行に関する	等経営強	化法施行規				

									決	裁区	分	
組織	=	三 又久 〈	り種類	狂		事	項	4 0		専決	十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	
名	→	●竹竹∪	ソ作業	织	,	尹	垻	知事	部	局	課	主
								7	岖	長	岖	幹
経	1 ~	5	省■	各								
営												
支												
援												
課												
	<u>6</u>	省略	各									
	7	省略	各									
	8	省略	各									
	9	省略	各									
	<u>10</u>	省略	各									
	<u>11</u>	省■	各									
	<u>12</u>	省■	各									
	<u>13</u>	省■	各									
	<u>14</u>	省■	各									
	<u>15</u>	省略	各									
	<u>16</u>	省略	各									
	<u>17</u>	省■	各									
	<u>18</u>	省略	各									
	<u>19</u>	省■	各									

事務	<u>則(以下この部にお</u> い て「省 令」と い う。)第13条第 1 項)			
	2 特定新規中小企業 者の確認(省令第10 条第1項、第11条第 1項)			

		1項)					
組				決	裁区	分	
織	事務の種類	事項	知		専ジ	大者	
名			事	部	局	課	主
				長	長	長	幹
経	1~5 省略						
営	6 下請中小企	1 下請中小企業振興				_	
支援	業振興法の施	に関する指導(第15					
課	行に関する事	<u>条)</u>					
ы	<u>務</u>						
	<u>7</u> 省略						
	8 省略						
	9 省略						
	<u>10</u> 省略						
	<u>11</u> 省略						
	12 省略						
	13 省略						
	<u>14</u> 省略						
	<u>15</u> 省略						
	 <u>16</u> 省略						
	17 省略						
	18 省略						
	19 省略						
	20 省略						
	_	1					
		1 中小企業者の事業 活動の継続の支障に					
	承継の円滑化	関すること。					
	に関する法律						
	の施行に関す	1項)		_			
	る事務	(2) 認定の取消し					
		(中小企業におけ		_			
		る経営の承継の円					
		滑化に関する法律					
		施行規則(以下こ					
		の部において「省					
		<u>令」という。)第</u> g 条第 1 頃から第					
		9 条第 1 項から第 9 項まで、第14項					
		<u>から第17項まで)</u>					
							1:

	2 指導及び助言(第		
	15条第1項)		
	3 第一種経営承継贈		
	与者等の相続の開始		
	に関すること。_		
	(1) 確認(省令第13		
	条第1項、第3項		
	から第6項まで、		
	第 8 項、第 9 項、		
	<u>第11項)</u>		
	(2) 確認の取消し		
	(省令第13条第13		
	項)		
	4 災害等により被害		
	を受けた中小企業者		
	に関すること。		
	(1) 確認(省令第13		
	条の2第1項、第		
	3項)		
	(2) 確認の取消し		
	(省令第13条の2		
	第5項)		
	5 指導及び助言の要		
	件に関すること。		
	(1) 確認(省令第17		
	条第1項)		
	(2) 変更の確認(省		
	令第18条第1項か		
	<u>ら第4項まで、第</u>		
	7項、第8項)		
	(3) 確認の取消し		
	(省令第19条第1		
	項、第2項)		
	6 特例承継計画に係		
	る報告の確認(省令		
	第20条第1項、第2		
	項、第8項から第13		
	<u>項まで)</u>		
			•
	 	 	 _

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改	Œ	後						改	正	前			
別表第2(第4条関係) 局長の権限に属する地域産業振興部関係事務及び支局関係事務に 係る特定決裁事項					局長	2(第4条関係 の権限に属する ¹ 特定決裁事項		美振興部	関係事務及	び支馬	関係	事務は			
組織名	事務の種類	事		項	局長	裁区分 事決 部 長		組織名	事務の種類		事	項	局長	裁区 専済 部 長	-

商	1~3 省略			
エ	4 中小企業	1 経営革新計画の承認		
観	等経営強化	及び変更の承認(第14		
光	法の施行に	条第1項、第15条第1		
課	関する事務	項、 <u>第72条第 2 項</u>)		
		2 省略		
	5~8 省略			

商	1~3 省略			
I	4 中小企業	1 経営革新計画の承認		
観	等経営強化	及び変更の承認(第14		
光	法の施行に	条第1項、第15条第1		
課	関する事務	項、 <u>第66条第2項</u>)		
		2 省略		
	5~8 省略			

備考 省略 備考 省略

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(地方局長に対する事務の委任)	(地方局長に対する事務の委任)
第13条 省略	第13条 省略
2 地方局長に委任する事務のうち、地域産業振興部及び支局に関	2 地方局長に委任する事務のうち、地域産業振興部及び支局に関
するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとす	するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとす
ప .	გ .
(1)~(140) 省略	(1)~(14) 省略
(44) 中小企業等経営強化法 <u>第70条第2項</u> の規定に基づく調査に関	(41) 中小企業等経営強化法 <u>第64条第2項</u> の規定に基づく調査に関
すること。	すること。
(42) 中小企業等経営強化法 <u>第70条第8項</u> の規定に基づく指導及び	(42) 中小企業等経営強化法 <u>第64条第7項</u> の規定に基づく指導及び
助言に関すること。	助言に関すること。
(43) 中小企業等経営強化法 <u>第71条第2項</u> の規定に基づく報告の徴	(43) 中小企業等経営強化法 <u>第65条第2項</u> の規定に基づく報告の徴
収に関すること。	収に関すること。
(144) ~ (216) 省略	(144) ~ (216) 省略

附 則

3~6 省略

この訓令は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

3~6 省略

○愛媛県公安委員会規則第9号

古物営業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年10月5日

愛媛県公安委員会委員長 曽我部 謙 一

古物営業法施行細則の一部を改正する規則

古物営業法施行細則(平成15年愛媛県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前
(申請書及び届出書の提出部数)
第2条 施行規則第1条第2項の規定による許可申請書、第4条第
2項の規定による再交付申請書、第5条第3項の規定による届出
書及び第5条第7項の規定による書換申請書の提出部数は、1通
<u>とする。</u>
第3条 省略
第4条 省略
<u>第5条</u> 省略
<u>第6条</u> 省略

(110 1 10/3 0 H	No. 11. 3
第6条 省略	第7条 省略
様式第1号 (<u>第2条</u> 関係)	様式第1号 (<u>第3条</u> 関係)
省略	省略
様式第2号 (第2条関係)	様式第2号 (第3条関係)
省略	省略
注 省略	
様式第3号 (第2条関係)	様式第3号 (第3条関係)
省略	省略
様式第4号 (第2条関係)	楼式第4号(第3条関係)
省略	省略
様式第5号 (第 <u>2条</u> 関係)	
省略	省略
樣式第6号 (第 <u>3条</u> 関係)	樣式第 6 号 (<u>第 4 条</u> 関係)
省略	省略
注 省略 様式第7号(第3条関係)	注 省略 様式第7号 (第4条関係)
省略	省略
注 省略 様式第8号(第3条関係)	注 省略 様式第8号 (第4条関係)
省略	省略
様式第9号(第3条関係)	
省略	省略
注 省略 様式第10号(第3条関係)	注 省略 様式第10号 (第4条関係)
省略	省略
様式第11号 (第3条関係)	
省略	省略
様式第12 号(<u>第 3 条</u> 関係)	様式第12号 (<u>第 4 条</u> 関係)
省略	省略
注 省略 様式第13号 (第3条関係)	注 省略 様式第13号 (第4条関係)
省略 注 少政	省略 计 少败
注 省略 様式第14号(第3条関係)	注 省略 様式第14号 (第4条関係)
省略	省略
注省略	注省略
株式第15号(第 <u>3条</u> 関係)	様式第15号(第 <u>4条</u> 関係)
省略	省略
注省略	注省略
様式第16号(<u>第3条</u> 関係)	様式第16号 (第 <u>4 条</u> 関係)
省略	省略
注省略	
様式第17号 (<u>第3条</u> 関係)	様式第17号 (<u>第 4 条</u> 関係)
省略	省略
注省略	
樣式第18号 (<u>第 3 条</u> 関係)	様式第18号 (第 4 条関係)

省略	省略
樣式第19号 (<u>第3条</u> 関係)	様式第19号 (<u>第4条</u> 関係)
省略	省略
注 省略	注省略
樣式第20号 (<u>第4条</u> 関係)	樣式第20号 (<u>第5条</u> 関係)
省略	省略
注 省略	注省略
樣式第21号 (<u>第5条</u> 関係)	樣式第21号 (<u>第6条</u> 関係)
省略	省略
注 省略	注省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 3 年10月 5 日 発行 1224